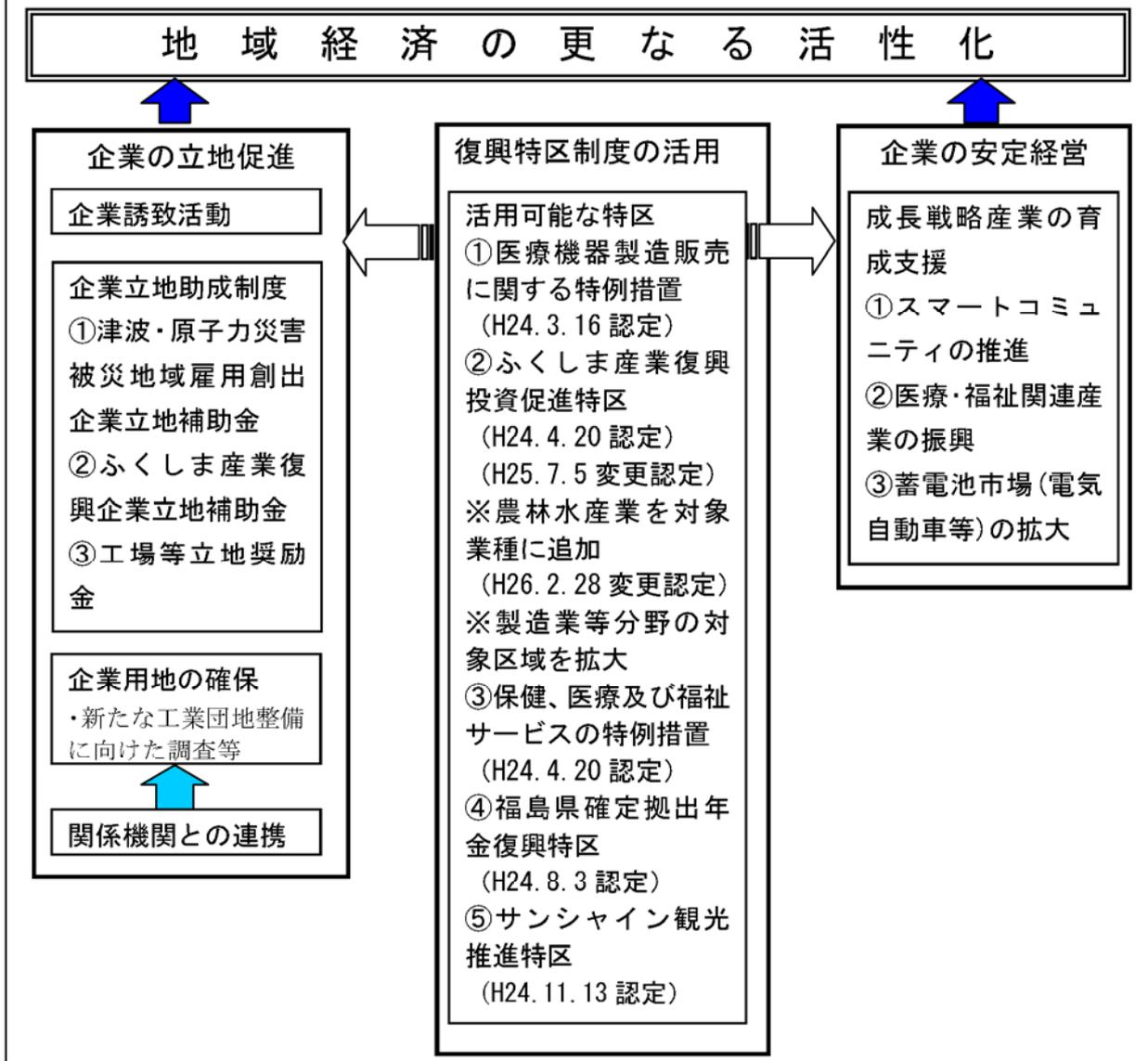


8 企業誘致対策プロジェクト

1 企業誘致対策に向けた全体方針

- 地域経済の更なる活性化を図るため、いわきの優位性を最大限に活かしながら、企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、企業向け用地の新たな確保について関係機関と連携し取り組みます。
- 復興特区制度を有効に活用し、民間事業者からの提案なども反映しながら、税制上の優遇措置や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と企業の立地を促すしくみづくりに取り組みます。

【イメージ図等】



◎企業誘致対策の取り組み

国・県等や関係機関等と密接な連携を行うことはもとより、市内企業立地への民間事業者の動向の的確な把握に努めます。

その上で、震災復興に向けた国の立地補助金、県の企業誘致の助成制度や市の立地奨励金を活用するほか、県の工業団地の整備の動向等と連動し、市内の工業団地造成に係る所要の調査検討に取り組みます。

また、民間事業者等からの提案を踏まえて、復興特区制度の有効活用を図ることなどにより、企業進出環境の充実に取り組みます。

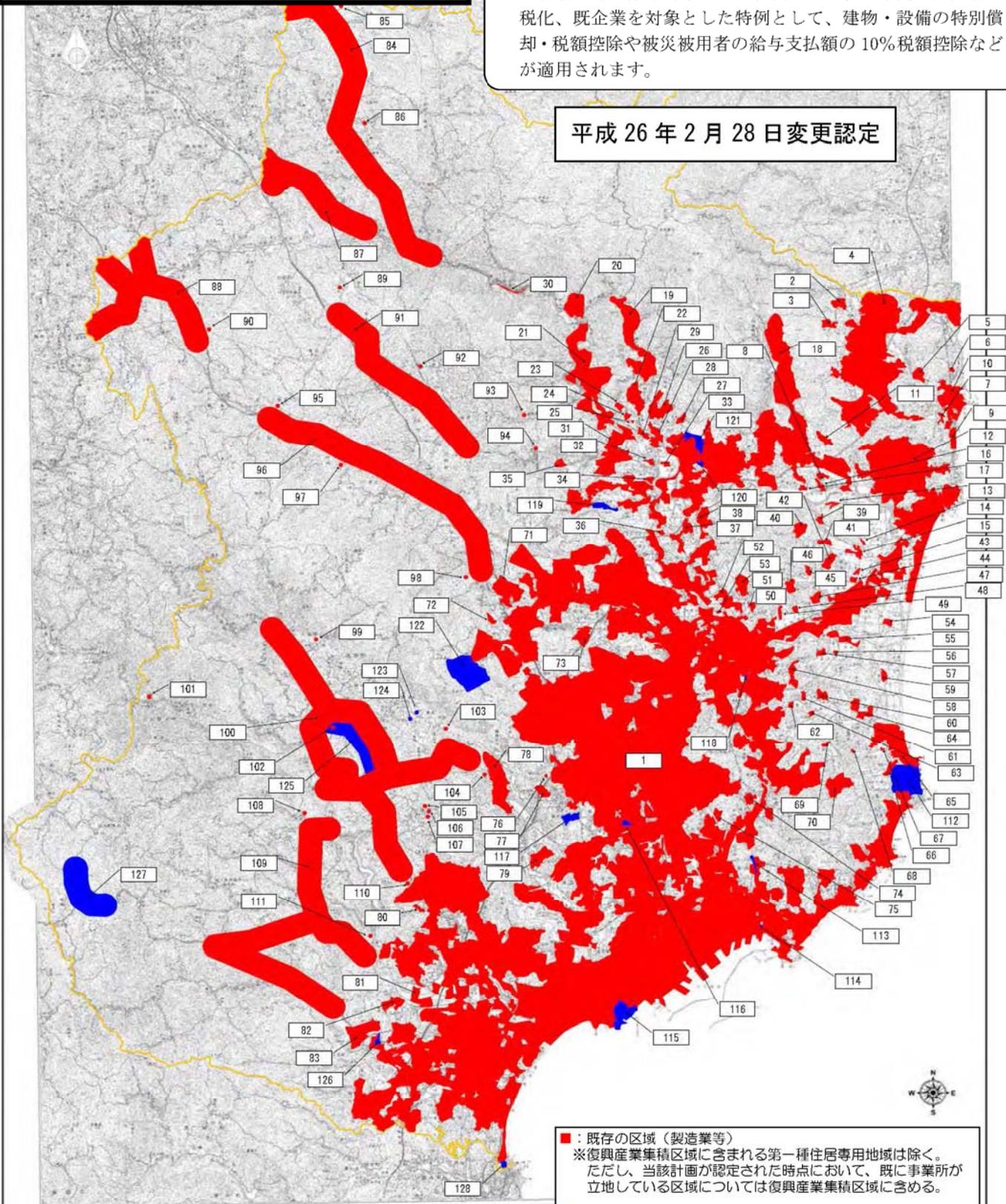
2 主な取り組み

主体	主な取り組み	備考
国	・立地補助金（約 2,000 億円）	H23 第 3 次補正
	・東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度	H23. 12. 7 法案成立
	・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	H25. 5. 27 公募開始
県	・工業団地の整備 ※いわき四倉中核工業団地の第二期分の造成 開発面積／約 20ha、概算事業費／約 20 億円	県復興計画
	・ふくしま産業復興企業立地補助金	県復興計画
市	・新たな工業団地整備に向けた調査の実施	柱 4
	・成長戦略産業の育成支援	柱 4
	・工場等の誘致促進	柱 4
	・国・県等の復興制度等の活用	柱 5

ふくしま産業復興投資促進特区
 いわき市復興産業集積区域
 (製造業等分野) (区域図)

- ・申請主体 福島県及び県内 59 市町村の共同申請
 - ・目的 製造業等の企業の新増設促進と雇用の場の創出
 - ・特例内容 製造業及びその関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

平成 26 年 2 月 28 日変更認定



■ : 既存の区域 (製造業等)
 ※復興産業集積区域に含まれる第一種住居専用地域は除く。
 ただし、当該計画が認定された時点において、既に事業所が立地している区域については復興産業集積区域に含める。

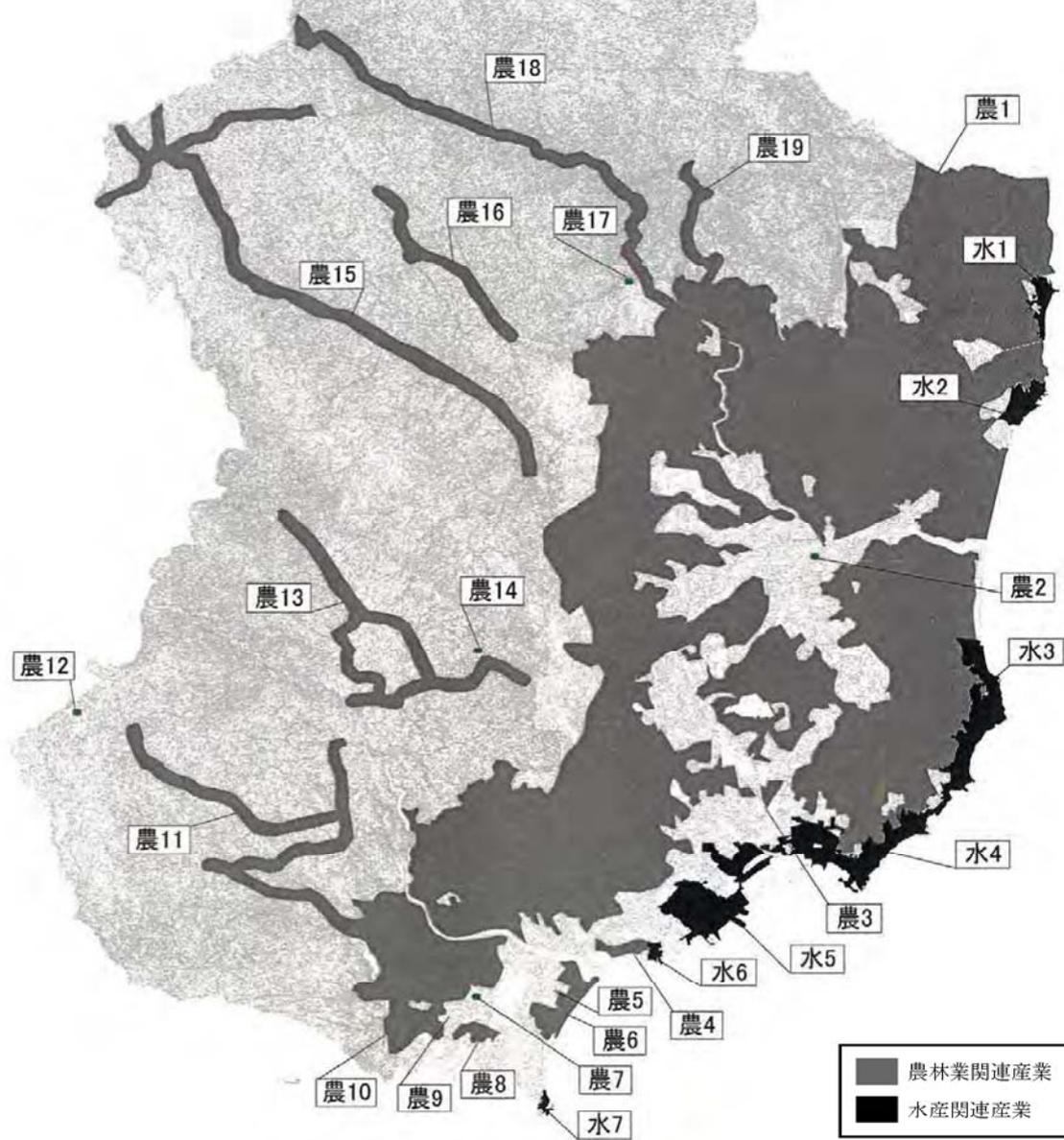
■ : 追加する区域 (製造業等)

1:200,000
 0 3 6 12 km

ふくしま産業復興投資促進特区
 いわき市復興作業集積区域
 (農林水産業分野) (区域図)

- ・申請主体 福島県及び県内 59 市町村の共同申請
 - ・目的 農林水産業の力強い再生と持続的な発展
 - ・特例内容 農林水産業及びその関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の 10%税額控除などが適用されます。

平成 25 年 7 月 5 日認定



いわき市サンシャイン観光推進特区
復興産業集積区域（区域図）

- ・申請主体 いわき市
 - ・目的 観光交流人口の回復と地域経済の活性化
 - ・特例内容 観光業及び関連業種の税制上の特例措置
- ※ 新規立地企業を対象とした特例として、5年間の法人税無税化、既存企業を対象とした特例として、建物・設備の特別償却・税額控除や被災被用者の給与支払額の10%税額控除などが適用されます。

平成24年11月13日認定

